

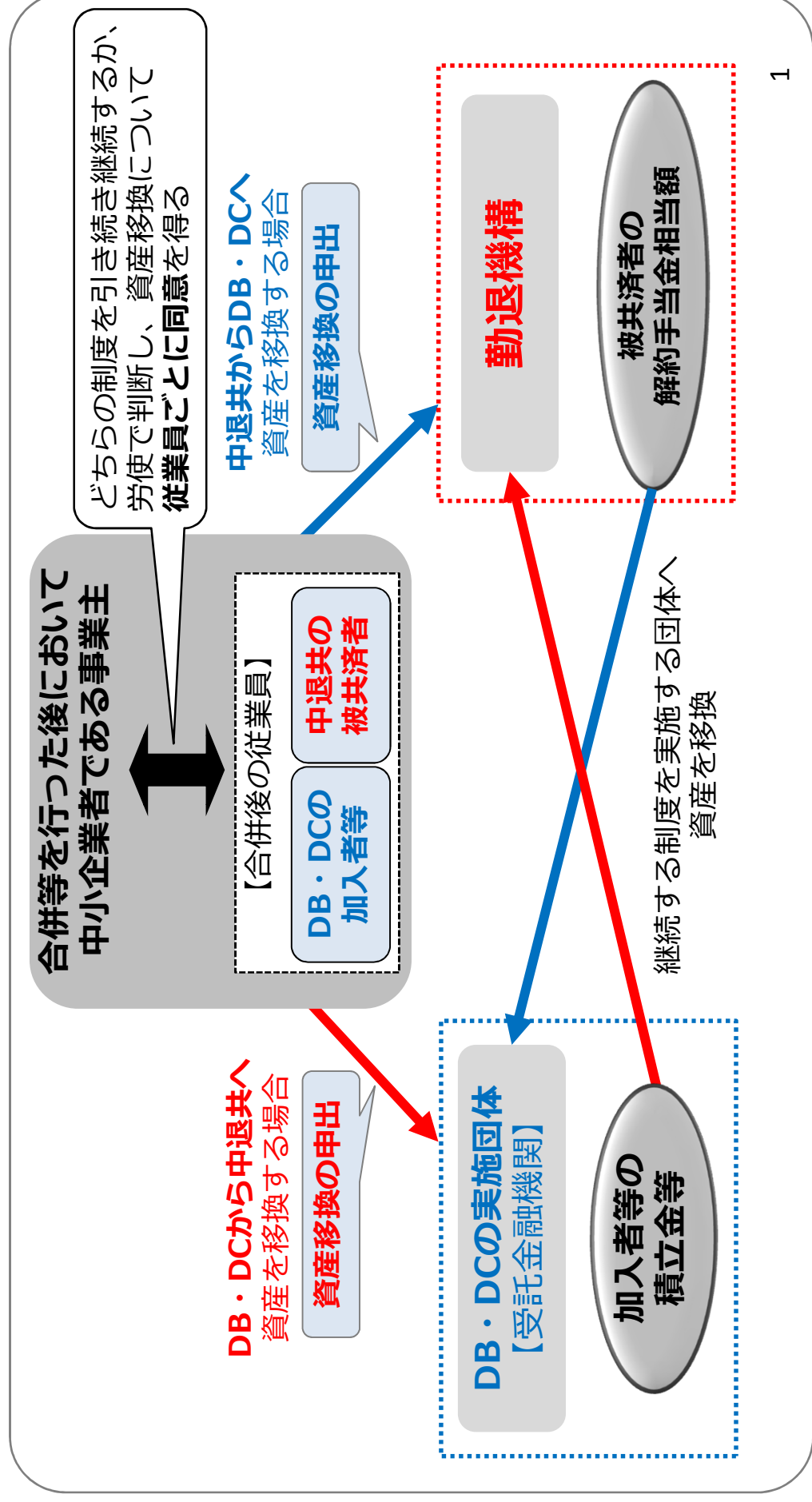
中小企業退職金共済制度と企業年金制度との ポータビリティの拡充に関する 中小企業退職金共済法の改正について

平成27年3月16日
厚生労働省労働基準局

中退共制度と企業年金制度とのポータビリティの拡充

- 従業員が、職業生活の引退時にまとまった退職金等を受け取ることができるよう、合併等を行った事業主が中小企業者である場合、中退共制度と企業年金制度との間での資産移換を行うことを可能とする。【平成29年度施行を予定】

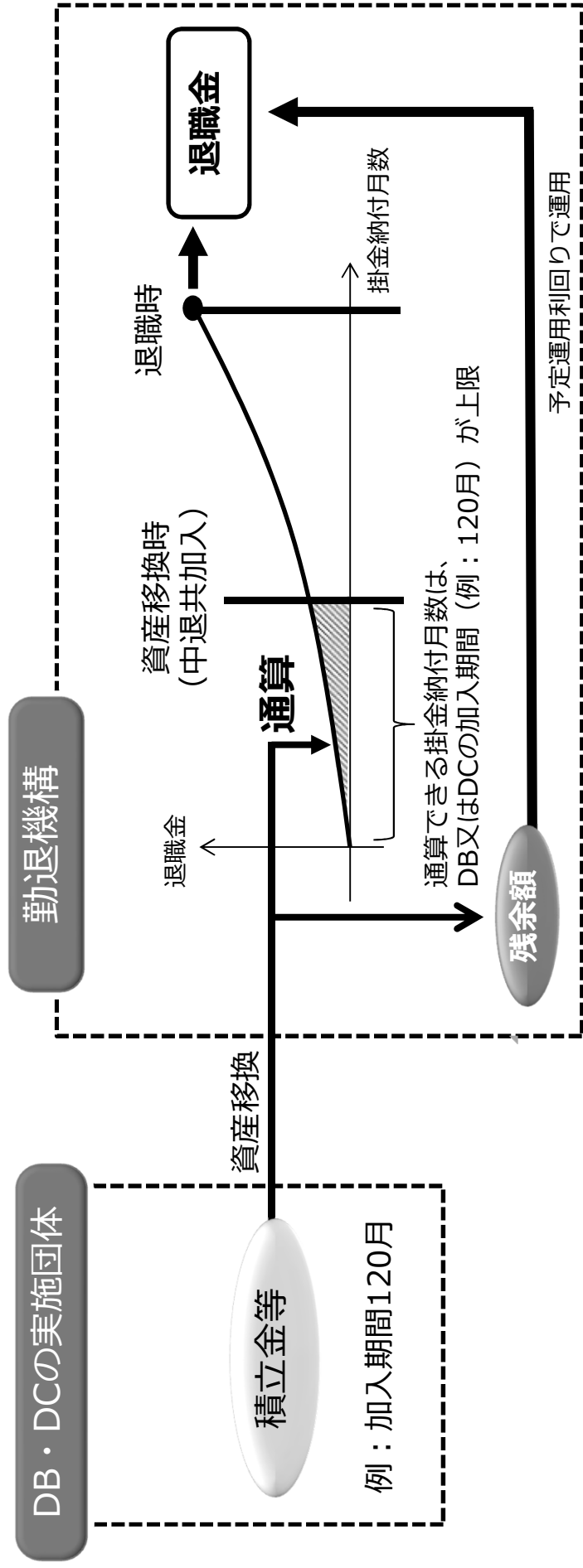
-資産移換のスキームについて-



中退共制度と企業年金制度とのポータビリティの拡充（続き）

- DB・DCから中退共へ資産移換がなされた場合は、原則として、中退共の掛金納付月数に通算することにより退職金に加算することとする。
※厚生年金基金からの資産移換（平成26年4月施行）と同様のスキーム。

-中退共への退職金への通算方法について-



※ DB・DCから資産移換を行った事業主は、新規加入に係る掛金負担軽減措置の対象とはならない。2

平成 27 年 2 月 13 日

中小企業退職金共済制度と企業年金制度とのポータビリティの拡充について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という。）と確定給付企業年金制度及び企業型確定拠出年金制度（以下「企業年金制度」という。）との間でのポータビリティの拡充について、社会保障審議会企業年金部会における議論を踏まえ、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

- 1 労働者の就労形態の多様化や、会社合併等の事業再編の活発化といった最近の労働市場や企業活動の状況を踏まえると、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、ポータビリティについて制度利用者の選択肢を拡大していくことは望ましい。
- 2 退職金制度と企業年金制度はそれぞれ異なる趣旨・目的の下で設立され、その制度固有の考え方にに基づき税制上の優遇措置が講じられていることから、制度間のポータビリティを拡充するにあたっては、各制度の果たすべき社会的役割を十分に踏まえた上で、全体として整合性のある形となるように制度の在り方を検討していく必要がある。
- 3 以上の点を踏まえ、現行制度の枠組みを維持しつつポータビリティを拡充していくという観点から、今般、会社合併等の後も引き続き中小企業者である場合に、その合併等に伴う中退共と企業年金制度間の資産移換を行うことは適当である。

以 上